

平成28年度かながわソーラーバンクシステム 設置プランの登録申請の受付開始について

神奈川県では、太陽光発電設備を県民や県内事業者の方々にリーズナブルな価格で安心して設置していただくために、平成23年12月から「かながわソーラーバンクシステム」を運用しています。

このシステムでは、太陽光発電設備の設置プランを、事業者からの申請に基づき登録し、周知を図っており、本日から平成28年度の登録申請の受付を開始しますのでお知らせします。

なお、平成28年度は、従来のソーラーバンクシステムでは登録の対象としていなかった特長あるプランとして、無償で太陽光発電設備を設置し、安い電気料金で電気を供給するプラン、D I Yプラン、その他、事業者が独自に考案するプランも登録可能とすることとしました。また、事業者に申請していただく設置プランの内容の自由度を広げ、記載内容を大きく簡略化しました。

1 特長のあるプランの登録

- (1) 無償で太陽光発電設備を設置し、発電した電気を直接供給する電力小売プラン
電力小売全面自由化に合わせ、無償で太陽光発電設備を設置し、その住宅等に安い電気料金で電力供給を行うプラン
- (2) 一部の太陽光発電設備を自分で組み立て、設置をするD I Yプラン
- (3) 事業者が独自に考案するプラン
登録後は、神奈川県がホームページや広報紙等、多様な方法でP Rします。

2 設置プランの要件の見直し

昨年度までは、登録申請書に屋根への設置図や設備の詳細な内容の記載を求めていましたが、平成28年度は、設置参考価格や保証等、必要最低限の内容の記載のみとしました。

また、設置プランの特長を十分に表現できるように登録申請書の様式を変更しました。

3 登録申請の受付

(1) 申請受付期間

平成28年4月19日（火曜日）～平成29年2月28日（火曜日）の県庁開庁日
8時30分から17時まで（ただし、12時～13時を除く）

申請受付期間中は、随時、登録申請を受け付けますが、広報等の都合上、できる限り、平成28年6月末までに申請をお願いします。

(2) 申請方法

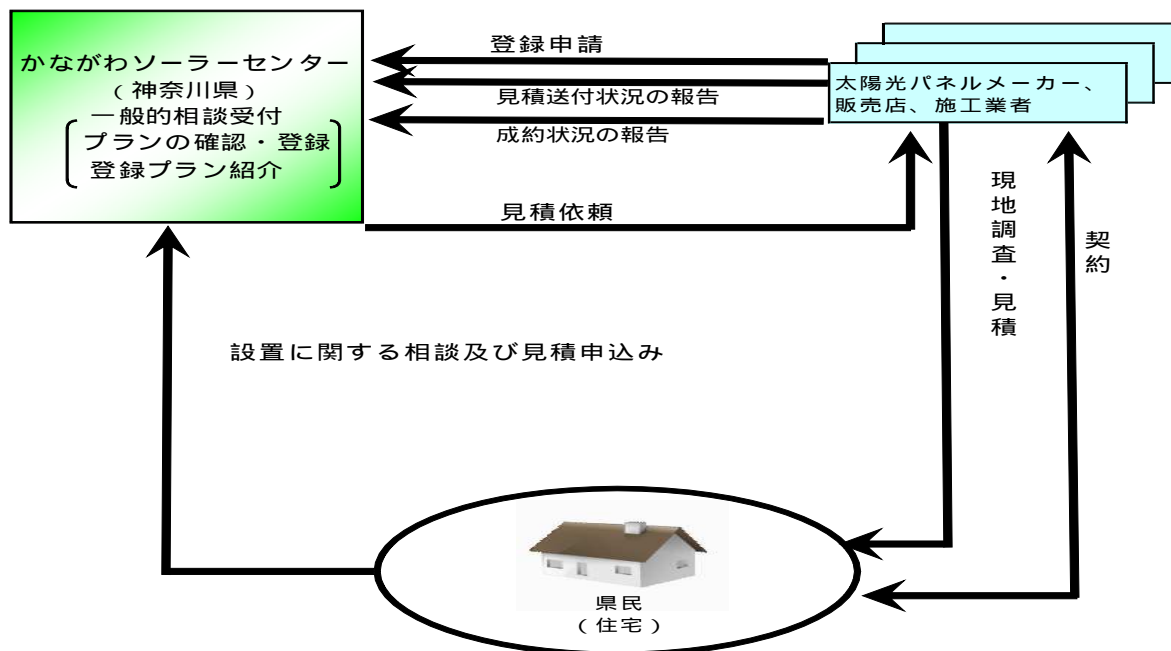
申請書を神奈川県産業労働局産業部エネルギー課へ持参又は郵送してください。
なお、持参による申請書の提出時に記載内容等の確認を希望する場合は、予め電話にて申請書を提出する日時を予約してください。

また、実施要領（登録申請書を含む）は、神奈川県産業労働局産業部エネルギー課のホームページからダウンロードできます。

(URL : <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f360844/p418714.html>)

4 参考

【平成28年度かながわソーラーバンクシステム概要図】



希望により、見積の提出はかながわソーラーセンター経由とすることも場合があります。

- 1 「かながわソーラーセンター」とは、太陽光発電設備の設置に関する相談支援窓口。
電話 : 045-210-4115
開設日 : 月曜日～金曜日（祝日、休日及び12月29日から1月3日を除く）
- 2 販売店、施工業者
ソーラーバンクシステムに参加する事業者のうち、販売店と施工業者については、所在地の要件（県内に現に事務所を有して事業を行っていること）を設けています。

問い合わせ先

神奈川県産業労働局産業部

エネルギー課

課長 天野 電話 045-210-4101

太陽光発電G 川口 電話 045-210-4090